

令和2年度 鳥取県最低賃金アンケート回答結果

R2.7.28

業種	区分	規模	依頼数		回収状況		回収率(%)	
			使用者	労働者	使用者	労働者	使用者	労働者
製造業	1	1～9人	16	16	15	13	93.8	81.3
		10～29人	14	14	10	12	71.4	85.7
卸売業、小売業	2	1～9人	9	9	8	9	88.9	100.0
		10～29人	6	6	6	5	100.0	83.3
学術研究、専門・技術サービス業	3	1～9人	14	14	11	9	78.6	64.3
		10～29人	1	1	1	1	100.0	100.0
宿泊業、飲食サービス業	4	1～9人	10	10	6	6	60.0	60.0
		10～29人	5	5	2	1	40.0	20.0
生活関連サービス業、娯楽業	5	1～9人	11	11	7	5	63.6	45.5
		10～29人	4	4	3	3	75.0	75.0
医療、福祉	6	1～9人	10	10	5	6	50.0	60.0
		10～29人	5	5	5	5	100.0	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	7	1～9人	15	15	11	8	73.3	53.3
		10～29人	0	0	0	0	-	-
小計			120	120	90	83	75.0	69.2
道路旅客運送業(の内タクシー業)		-	12	12	6	5	50.0	41.7
合計			132	132	96	88	72.7	66.7

使用者側無効回答1件含む

依頼

	1～9人		10～29人		計	
	使用者	労働者	使用者	労働者	使用者	労働者
市	59	59	26	26	85	85
郡部	26	26	9	9	35	35
計	85	85	35	35	120	120

回答結果

	1～9人		10～29人		計		回答率(%)	
	使用者	労働者	使用者	労働者	使用者	労働者	使用者	労働者
市	43	39	19	20	62	59	72.9	69.4
郡部	20	17	8	7	28	24	80.0	68.6
計	63	56	27	27	90	83	75.0	69.2
回答率(%)	74.1	65.9	77.1	77.1	75.0	69.2		

[道路旅客運送業(の内タクシー業)]

依頼

	使用者	労働者
東部	4	4
西部	7	7
中部	1	1
計	12	12

回答結果

	使用者	労働者	回答率(%)	
			使用者	労働者
東部	4	3	100.0	75.0
西部	2	2	28.6	28.6
中部	0	0	0.0	0.0
計	6	5	50.0	41.7

令和2年度 鳥取県最低賃金に関するアンケート結果(使用者)

R2.7.28

問1 今年賃金改定を行いましたか

はい	38	40%
いいえ	56	58%
無回答	2	2%
合計	96	100%

賃金改定を行ったと回答した使用者のうち

賃上げした	38	100%
賃下げした	0	0%
無回答	0	0%
合計	38	100%

賃金改定を行わなかったと回答した使用者のうち

今後改定を予定している	13	23%
今後改定を予定していない	31	55%
検討・未定	2	4%
無回答	10	18%
合計	56	100%

問1-2 賃金改定への新型コロナウイルス感染症の影響について

ある	29	30%
ない	49	51%
無回答	18	19%
合計	96	100%

問2 最近3年間の改定状況について

	平成29年		平成30年		令和元年	
賃上げ	46	48%	48	50%	49	51%
賃下げ	0	0%	0	0%	0	0%
改定していない	37	39%	38	40%	40	42%
無回答	13	14%	10	10%	7	7%
合計	96	100%	96	100%	96	100%

問3 業況への新型コロナウイルス感染症の影響について

ある	68	71%
ない	23	24%
無回答	5	5%
合計	96	100%

問4 今年上半期の業況は昨年下半年と比較して

上昇	6	6%
変わらない	20	21%
下降	66	69%
わからない	0	0%
無回答	4	4%
合計	96	100%

問5 今年下半期の業況は今年上半期と比較して

上昇	9	9%
変わらない	29	30%
下降	49	51%
わからない	5	5%
無回答	4	4%
合計	96	100%

問5 下請事業者への業務の発注について
昨年6月以降の発注単価の変動について

下請に発注していない	10	
下請に発注している	8	100%
変動あり(上がった)	1	13%
変動あり(下がった)	0	0%
変動あり(無回答)	0	0%
変動なし	7	88%
無回答	8	
合計	26	

製造業のみの回答

過去5年間の下請との取引条件の変更について

変更なし	8	100%
変更した	0	0%
無回答	0	0%
合計	8	100%

問6 他の業者からの下請の受注について
昨年6月以降の受注単価の変動について

業務の下請負を行っていない	7	
業務の下請負を行っている	12	100%
変動あり(上がった)	2	17%
変動あり(下がった)	1	8%
変動あり(無回答)	0	0%
変動なし	9	75%
無回答	7	
合計	26	

製造業のみの回答

過去5年間の発注者との取引条件の変更について

変更なし	12	100%
変更あり	0	0%
無回答	0	0%
合計	12	100%

問7 鳥取県最低賃金が定められていることについて

知っていた	93	97%
知らなかった	1	1%
無回答	2	2%
合計	96	100%

「鳥取県最低賃金」の金額について

知っていた	85	91%
知らなかった	8	9%
無回答	0	0%
合計	93	100%

知っていたと回答した使用者のうち、知った媒体は(複数回答)

テレビ	20	14%
ラジオ	2	1%
新聞	22	16%
市町村広報誌	23	16%
ポスター	16	11%
インターネットHP	23	16%
会合	3	2%
商工会等の会報誌	19	14%
その他	12	9%
合計	140	100%

知っていたと回答した使用者のうち、知った媒体は(複数回答)

テレビ	18	13%
ラジオ	2	1%
新聞	21	16%
市町村広報誌	20	15%
ポスター	17	13%
インターネットHP	23	17%
会合	3	2%
商工会等の会報誌	19	14%
その他	12	9%
合計	135	100%

問8 「鳥取県最低賃金」の改正についてどう思われま

改正するべき	36	38%
改正する必要はない	47	49%
分からない	2	2%
どちらともいえない	0	0%
無回答	11	11%
合計	96	100%

問9 改正すべきと答えた使用者が適当と回答した金額

600円	1	3%
750円	1	3%
800円	12	33%
810円	1	3%
820円	2	6%
850円	10	28%
890円	1	3%
900円	6	17%
1000円	1	3%
無回答	1	3%
合計	36	100%

問10 タクシー運転手の基本給の形態は主としてどれですか。

固定給 + 歩合給	3	50%
完全歩合給	3	50%
固定給のみ	0	0%
無回答	0	0%
合計	6	100%

歩合給制で最低賃金を定めている場合、その定めを明文化していますか

明文化している	3	50%
明文化していない	0	0%
無回答	3	50%
合計	6	100%

問11 最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策があることについて

知っており活用した	5	5%
知っていたが活用しなかった	35	36%
知っていた(活用状況無回答)	7	7%
知らなかった	41	43%
無回答	8	8%
合計	96	100%

令和2年度 鳥取県最低賃金に関するアンケート結果(使用者)

番 号	区 分	業 種 内 容	規 模 1:1~9人 2:10~29人	市 郡 区 別	労働者数			賃金の改定状況						経営の状況						鳥取県最低賃金に関する事項				タクシー運転手の賃金形態		最低賃金の引き上げに向けた支援策があることについて	最低賃金に対する意見							
					常 用 労 働 者	(内 パ ー ト 労 働 者)	派 遣 労 働 者	今年の改定について			改定を行っていないと回答した事業所の今後の改定予定			賃金改定への新型コロナウイルス感染症の影響	3年間の改定状況			業況への新型コロナウイルス感染症の影響	今年の上半期の業況(昨年の下半期と比較して)		今年の下半期の業況(今年の上半期と比較して)		下請事業者への発注について		下請の受注について			地域別最低賃金が定められていることについて	上記最低賃金の金額について	今年度における改正の必要性について	適当とする改正金額(時間額:円)	基本給の賃金形態	最低保証額の明文化	
								改定を行いましたか	改定した時期は	改定状況率又は金額	改定の予定について	改定を行う時期は	改定状況率又は金額		平成29年	平成30年	令和元年		理由	理由	昨年6月以降の単価の変動について	過去5年間の取引条件の改善について	昨年6月以降の単価の変動について	過去5年間の受注条件の改善について										
6	1	製造業	1	市	2	(0)	0	いいえ			予定していない			ない	改定なし	改定なし	改定なし	ない	下降	下降	変動なし	変更なし	変動なし	変更なし	知っていた	知っていた	改正する必要はない			知らなかった	(無回答)			

令和2年度 鳥取県最低賃金に関するアンケート結果(労働者)

鳥取労働局労働基準部賃金室

R2.7.28

性別 (人)

男	21	24%
女	66	75%
無回答	1	1%
合計	88	100%

年齢 (人)

10代	1	1%
20代	8	9%
30代	12	14%
40代	22	25%
50代	17	19%
60代	24	27%
70代	3	3%
無回答	1	1%
合計	88	100%

家計主体者 (人)

はい	32	36%
いいえ	56	64%
無回答	0	0%
合計	88	100%

勤続年数 (人) 月数は切捨て

0年	5	6%
1年	9	10%
2年	6	7%
3年	4	5%
4年	2	2%
5年	4	5%
6年～10年	20	23%
11年～20年	20	23%
21年～30年	8	9%
31年以上	7	8%
無回答	3	3%
合計	88	100%

雇用形態 (人)

正規労働者	54	61%
非正規労働者	30	34%
無回答	4	5%
合計	88	100%

就業形態 (人)

一般労働者	58	66%
短時間労働者	26	30%
無回答	4	5%
合計	88	100%

昨年の6月以降の基本給の改定について (人)

上げがあった	28	32%
下げがあった	0	0%
なかった	45	51%
不明	2	2%
無回答	13	15%
合計	88	100%

最低賃金に関する事項

問5 「鳥取県最低賃金」が定められていることについて (人)

知っていた	74	84%
知らなかった	14	16%
無回答	0	0%
合計	88	100%

▼
定められていることを知っていたと答えた労働者のうち、知った媒体は (複数回答) (人)

テレビ	31	32%
ラジオ	4	4%
新聞	20	21%
市町村広報誌	10	10%
ポスター	8	8%
インターネットHP	13	14%
商工会等の会報誌	5	5%
会合	0	0%
その他	5	5%
合計	96	100%

▼
「鳥取県最低賃金」の金額について (人)

知っていた	55	74%
知らなかった	19	26%
無回答	0	0%
合計	74	100%

▼
知っていたと回答した労働者のうち、知った媒体は (複数回答) (人)

テレビ	23	31%
ラジオ	4	5%
新聞	18	24%
市町村広報誌	6	8%
ポスター	4	5%
インターネットHP	11	15%
商工会等の会報誌	5	7%
会合	0	0%
その他	4	5%
合計	75	100%

問6 「鳥取県最低賃金」を改正すべきか

(人)		
改正すべき	64	73%
改正する必要はない	16	18%
どちらとも言えない	0	0%
無回答	8	9%
合計	88	100%

問7 改正すべきと答えた労働者が適当と回答した金額

(人)		
700円	1	2%
800円	11	17%
820円	5	8%
830円	4	6%
850円	16	25%
900円	11	17%
901円	1	2%
1000円	13	20%
1200円	1	2%
無回答	1	2%
合計	64	100%

【タクシー運転者】

基本給の賃金形態 (人)		
固定給のみ	0	0%
固定給 + 歩合給	3	60%
完全歩合給	2	40%
無回答	0	0%
合計	5	100%

最低保証の定め (人)		
有	4	80%
無	1	20%
無回答	0	0%
合計	5	100%

令和2年度 鳥取県業最低賃金に関するアンケート結果(労働者)

整理番号	区分	業種内容	規模 1: 1~9人 2: 10~29人	市郡 区別	あなたについて							賃金に関する事項					歩合給について (タクシー運転者のみ)			最低賃金に関する事項				最低賃金の改定について		最低賃金に関する意見	
					性別	年齢	家計主体 者であるか	勤務 年数	雇用形 態	就業 形態	主な仕事 の内容	賃金の 定め について	所定賃 金額(円)	賃金の 改定に ついて	時給 換算額 約(円)	一日の 所定労働 時間数	6月の 所定労働 日数	基本給 賃金形 態	最低保証 額の定め	最低保証 額(円)	鳥取県最低賃 金が定められて いることにつ いて	鳥取県最低賃 金を知った方法 (知っていた場 合)	鳥取県最低賃 金の金額につ いて	金額を知った方 法 (知っていた場合)	改定の必要 性について		適当と思う 改正金額 (時間額、円)
32	2	卸売業、小売業	1	郡部	女	44	いいえ	1年5月	非正規	一般	販売	時間給	900	なかった	900						知っていた	テレビ	知らなかった		改正するべき	1000円	(無回答)
46	3	学術研究、専門・ 技術サービス	1	市	男	31	はい	7年3月	正規	一般	サービス業 医療用機器の メンテナンス	月給	233,330	あった (引上げ)	1,309	7.75時間	23.0日				知らなかった				改正する必要 はない		(無回答)
64	4	宿泊業、飲食サー ビス業	1	市	女	34	いいえ	3年8月	正規	一般	客室清掃	時間給	800	なかった	800					知らなかった				改正するべき	850円	コロナ感染拡大の時代、働ける場所がある だけいいかもしれません。	
85	5	生活関連サービ ス業、娯楽業	1	市	女	46	いいえ	4年	非正規	短時間	商品準備など	時間給	800	なかった	800					知っていた	テレビ、新聞	知っていた	テレビ、新聞	改正するべき	830円	(無回答)	
94	6	医療、福祉	1	市	女	65	いいえ	20年	非正規	短時間	放課後の子供 の世話	時間給	920	あった (引上げ)	920					知っていた	テレビ、ラジオ、 新聞	知っていた	テレビ、ラジオ、 新聞	改正するべき	820円	鳥取県は最低賃金が低いので、全国平均 に合わせるようにしてほしい	

最低賃金に関するアンケート調査からの比較表

R2.7.28

整理番号	区分	業種内容	使用者		労働者						
			最低賃金に関する事項		あなたに関する事項	あなたの賃金に関する事項				最低賃金に関する事項	
			改定の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)		家計主体者であるか	賃金の定めについて	賃金の改定について	基本給の金額(円)	時給換算額(円)	改定の必要性について
1	1	製造業	改正する必要はない		いいえ	月給	(無回答)	128,000	853	改正するべき	900円
2	1	製造業	改正する必要はない		はい	月給	なかった	200,000	1,136	改正する必要はない	
3	1	製造業	改正する必要はない		はい	月給	なかった	163,000	805	(無回答)	
4	1	製造業	改正する必要はない		いいえ	時間給	なかった	1,000	1,000	改正する必要はない	
5	1	製造業	改正する必要はない		いいえ	時間給	なかった	800	800	改正するべき	850円
6	1	製造業	改正する必要はない								
7	1	製造業	改正する必要はない		いいえ	時間給	(無回答)	790	790	改正するべき	800円
8	1	製造業	改正するべき	1000円	はい	月給	なかった	250,000	2,016	改正するべき	800円
9	1	製造業	改正するべき	890円							
10	1	製造業	(無回答)		いいえ	時間給	なかった	800	800	(無回答)	
11	1	製造業	改正する必要はない		いいえ	月給	(無回答)	130,521	820	(無回答)	
12	1	製造業	改正するべき	900円	いいえ	月給	あった(引上げ)	180,000	978	改正するべき	1000円
13	1	製造業	改正するべき	900円	いいえ	月給	不明	165,000	938	改正するべき	800円
14	1	製造業	改正する必要はない		はい	月給	なかった	190,000	1,080	改正するべき	901円
15	1	製造業	改正する必要はない								
16	1	製造業	改正するべき	900円	いいえ	月給	(無回答)	190,000	1,080	改正するべき	850円
17	1	製造業	改正する必要はない		はい	時間給	あった(引上げ)	900	900	改正するべき	850円
18	1	製造業			いいえ	時間給	なかった	900	900	改正するべき	1000円
19	1	製造業	改正する必要はない		はい	時間給	なかった	900	900	改正するべき	1000円
20	1	製造業			はい	時間給	なかった	800	800	改正する必要はない	
21	1	製造業	改正するべき	800円	いいえ	時間給	あった(引上げ)	790	790	改正するべき	無回答
23	1	製造業			いいえ	時間給	あった(引上げ)	820	820	改正する必要はない	
24	1	製造業	改正する必要はない		はい	月給	あった(引上げ)	145,800	872	改正するべき	1000円
25	1	製造業	改正するべき	800円							

整理番号	区分	業種内容	使用者		労働者						
			最低賃金に関する事項		あなたに関する事項	あなたの賃金に関する事項				最低賃金に関する事項	
			改定の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)	家計主体者であるか	賃金の定めについて	賃金の改定について	基本給の金額(円)	時給換算額(円)	改定の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)
26	1	製造業	改正するべき	800円	いいえ	月給	なかった	195,000	1,116	(無回答)	
27	1	製造業	分からない		いいえ	時間給	なかった	850	850	改正するべき	820円
28	1	製造業	改正する必要はない		はい	月給	あった(引上げ)	137,100	793	改正するべき	850円
29	1	製造業	改正するべき	750円	いいえ	時間給	なかった	790	790	改正する必要はない	
30	1	製造業	改正する必要はない		いいえ	時間給	なかった	800	800	改正するべき	800円
31	2	卸売業、小売業	(無回答)		いいえ	月給	あった(引上げ)	159,000	828	(無回答)	
32	2	卸売業、小売業	改正する必要はない		いいえ	時間給	なかった	900	900	改正するべき	1000円
33	2	卸売業、小売業	改正する必要はない		いいえ	月給	不明	186,000	979	改正するべき	1200円
34	2	卸売業、小売業	改正する必要はない		いいえ	月給	なかった	250,000	1,420	改正するべき	830円
35	2	卸売業、小売業			いいえ	月給	あった(引上げ)	157,500	938	改正するべき	800円
36	2	卸売業、小売業	(無回答)		いいえ	月給	なかった	147,000	792	改正するべき	850円
37	2	卸売業、小売業	改正するべき	850円	いいえ	時間給	なかった	1,100	1,100	改正するべき	800円
38	2	卸売業、小売業	改正する必要はない		いいえ	月給	あった(引上げ)	168,000	875	改正するべき	1000円
39	2	卸売業、小売業	改正する必要はない		はい	月給	(無回答)	205,000	1,068	改正する必要はない	
40	2	卸売業、小売業	改正するべき	850円	はい	月給	なかった	190,000	1,080	改正するべき	900円
41	2	卸売業、小売業	改正する必要はない		いいえ	月給	なかった	260,000	1,387	改正する必要はない	
42	2	卸売業、小売業	改正するべき	850円	いいえ	月給	(無回答)	140,000	795	改正するべき	850円
43	2	卸売業、小売業	改正するべき	800円							
44	2	卸売業、小売業	改正するべき	820円	はい	月給	あった(引上げ)	263,460	1,497	改正するべき	800円
45	2	卸売業、小売業	改正するべき	850円	いいえ	時間給	(無回答)	960	960	改正するべき	900円
46	3	学術研究、専門・技術サービス	改正するべき	800円	はい	月給	あった(引上げ)	233,330	1,309	改正する必要はない	
47	3	学術研究、専門・技術サービス	改正するべき	900円							
48	3	学術研究、専門・技術サービス	改正する必要はない		はい	月給	あった(引上げ)	293,100	1,776	改正するべき	850円
50	3	学術研究、専門・技術サービス	改正するべき	900円	はい	その他	なかった	(無回答)	-	改正するべき	1000円
51	3	学術研究、専門・技術サービス	改正する必要はない		いいえ	月給	あった(引上げ)	127,920	888	改正するべき	850円

整理番号	区分	業種内容	使用者		労働者						
			最低賃金に関する事項		あなたに関する事項	あなたの賃金に関する事項				最低賃金に関する事項	
			改定の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)	家計主体者であるか	賃金の定めについて	賃金の改定について	基本給の金額(円)	時給換算額(円)	改定の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)
53	3	学術研究、専門・技術サービス	改正する必要はない		はい	月給	(無回答)	220,000	1,250	改正するべき	1000円
54	3	学術研究、専門・技術サービス	改正する必要はない		いいえ	月給	なかった	150,000	938	改正する必要はない	
55	3	学術研究、専門・技術サービス	改正するべき	800円	いいえ	月給	あった(引上げ)	170,000	986	改正するべき	900円
56	3	学術研究、専門・技術サービス	改正するべき	850円	はい	月給	(無回答)	259,000	1,570	改正するべき	900円
58	3	学術研究、専門・技術サービス	改正するべき	850円	いいえ	日給	なかった	7,800	1,114	改正するべき	830円
59	3	学術研究、専門・技術サービス	(無回答)								
60	3	学術研究、専門・技術サービス	(無回答)		いいえ	月給	あった(引上げ)	200,000	1,136	改正する必要はない	
61	4	宿泊業、飲食サービス業	改正する必要はない		いいえ	月給	あった(引上げ)	136,000	810	改正するべき	1000円
64	4	宿泊業、飲食サービス業			いいえ	時間給	なかった	800	800	改正するべき	850円
65	4	宿泊業、飲食サービス業	改正するべき	(無回答)	いいえ	時間給	なかった	800	800	改正するべき	900円
66	4	宿泊業、飲食サービス業	改正する必要はない		いいえ	時間給	あった(引上げ)	790	790	改正する必要はない	
67	4	宿泊業、飲食サービス業	分からない		いいえ	時間給	なかった	850	850	改正するべき	850円
68	4	宿泊業、飲食サービス業	改正する必要はない								
69	4	宿泊業、飲食サービス業	改正するべき	800円	はい	月給	なかった	160,000	909	改正するべき	800円
71	4	宿泊業、飲食サービス業	改正するべき	800円							
74	4	宿泊業、飲食サービス業	改正する必要はない		いいえ	時間給	あった(引上げ)	820	820	改正する必要はない	
76	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正する必要はない		いいえ	月給	なかった	160,000	853	改正するべき	800円
77	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正するべき	850円	はい	時間給	なかった	810	810	改正するべき	850円
80	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正する必要はない		いいえ	月給	(無回答)	180,000	938	改正するべき	830円
81	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正する必要はない								
82	5	生活関連サービス業、娯楽業	(無回答)		いいえ	時間給	(無回答)	820	820	改正する必要はない	
83	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正するべき	800円							
85	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正する必要はない		いいえ	時間給	なかった	800	800	改正するべき	830円
87	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正する必要はない		はい	時間給	なかった	850	850	改正するべき	850円
88	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正するべき	820円	いいえ	時間給	なかった	850	850	改正するべき	1000円

整理番号	区分	業種内容	使用者		労働者						
			最低賃金に関する事項		あなたに関する事項	あなたの賃金に関する事項				最低賃金に関する事項	
			改定の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)	家主主体者であるか	賃金の定めについて	賃金の改定について	基本給の金額(円)	時給換算額(円)	改定の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)
90	5	生活関連サービス業、娯楽業	改正する必要はない		いいえ	時間給	あった(引上げ)	850	850	改正するべき	800円
91	6	医療、福祉	改正する必要はない		はい	月給	あった(引上げ)	210,000	1,313	改正する必要はない	
93	6	医療、福祉	改正するべき	850円	いいえ	時間給	あった(引上げ)	1,100	1,100	改正する必要はない	
94	6	医療、福祉			いいえ	時間給	あった(引上げ)	920	920	改正するべき	820円
95	6	医療、福祉			いいえ	月給	なかった	120,500	1,310	改正するべき	900円
96	6	医療、福祉	(無回答)		いいえ	時間給	なかった	925	925	改正するべき	900円
98	6	医療、福祉	改正する必要はない								
100	6	医療、福祉	(無回答)		いいえ	月給	なかった	135,000	818	(無回答)	
101	6	医療、福祉	改正する必要はない		いいえ	時間給	あった(引上げ)	820	820	改正する必要はない	
102	6	医療、福祉	改正する必要はない		いいえ	時間給	あった(引上げ)	790	790	改正するべき	1000円
103	6	医療、福祉	改正する必要はない		はい	月給	なかった	183,000	1,040	改正するべき	1000円
104	6	医療、福祉	改正するべき	800円	いいえ	時間給	なかった	900	900	改正するべき	850円
105	6	医療、福祉	改正するべき	850円	いいえ	月給	あった(引上げ)	138,000	821	改正するべき	820円
106	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正する必要はない		はい	月給	なかった	50,000	833	改正するべき	850円
107	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正する必要はない								
108	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正するべき	900円	はい	月給	あった(引上げ)	195,000	1,108	改正するべき	850円
110	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正するべき	600円							
111	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正するべき	800円	いいえ	時間給	(無回答)	800	800	改正するべき	700円
112	7	サービス業(他に分類されないもの)	(無回答)		はい	時間給	あった(引上げ)	850	850	(無回答)	
113	7	サービス業(他に分類されないもの)	(無回答)								
114	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正するべき	810円	いいえ	月給	なかった	169,490	1,286	改正するべき	1000円
116	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正する必要はない		はい	月給	なかった	180,000	-	改正するべき	850円
119	7	サービス業(他に分類されないもの)	(無回答)		はい	時間給	あった(引上げ)	850	850	改正するべき	900円
120	7	サービス業(他に分類されないもの)	改正するべき	800円	いいえ	月給	なかった	171,000	984	改正するべき	820円
121		道路旅客運送業(の内タクシー業)	改正する必要はない		はい	その他(歩合給)	なかった	(無回答)	-	改正するべき	900円

整理番号	区分	業種内容	使用者		労働者						
			最低賃金に関する事項		あなたに関する事項	あなたの賃金に関する事項				最低賃金に関する事項	
			改定の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)	家計主体者であるか	賃金の定めについて	賃金の改定について	基本給の金額(円)	時給換算額約(円)	改定の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)
122	道路旅客運送業(の内タクシー業)	改正する必要はない	/								
123	道路旅客運送業(の内タクシー業)	改正するべき	850円	はい	月給	なかった	/	-	改正するべき	900円	
126	道路旅客運送業(の内タクシー業)	改正する必要はない	/	はい	月給	なかった	175,862	1,047	改正するべき	800円	
127	道路旅客運送業(の内タクシー業)	改正する必要はない	/	はい	その他(歩合給)	なかった	/	-	改正するべき	820円	
131	道路旅客運送業(の内タクシー業)			はい	時間給	(無回答)	790	790	(無回答)	/	

全国・中国地方県庁所在地別総合指数

平成27年（2015年）= 100

年 月	全 国			鳥 取 市			松 江 市		
	指 数	前年 (同月) 比 (%)	前月比 (%)	指 数	前年 (同月) 比 (%)	前月比 (%)	指 数	前年 (同月) 比 (%)	前月比 (%)
平成27年	100.0	0.8		100.0	0.9		100.0	0.8	
28	99.9	-0.1		100.0	0.0		99.7	-0.3	
29	100.4	0.5		100.6	0.6		99.9	0.3	
30	101.3	1.0		102.1	1.5		100.9	1.0	
令和1年	101.8	0.5		102.6	0.5		101.3	0.3	
R 1/6	101.6	0.7	-0.1	102.3	0.5	-0.2	101.0	0.4	-0.3
7	101.6	0.5	-0.1	102.2	0.2	-0.1	101.0	0.4	0.0
8	101.8	0.3	0.3	102.7	0.2	0.5	101.5	0.0	0.4
9	101.9	0.2	0.1	103.1	0.3	0.4	101.7	0.3	0.3
10	102.2	0.2	0.3	102.9	-0.2	-0.2	101.5	-0.2	-0.2
11	102.3	0.5	0.1	102.9	0.1	0.0	101.5	0.2	-0.1
12	102.3	0.8	0.0	102.7	0.4	-0.2	101.5	0.4	0.0
R 2/1	102.2	0.7	-0.1	102.9	0.4	0.1	101.3	0.4	-0.2
2	102.0	0.4	-0.2	102.6	0.3	-0.3	100.9	-0.1	-0.3
3	101.9	0.4	0.0	102.7	0.2	0.1	100.8	-0.3	-0.1
4	101.9	0.1	-0.1	102.2	-0.3	-0.5	100.5	-0.8	-0.3
5	101.8	0.1	0.0	102.2	-0.3	0.1	100.2	-1.0	-0.3
6	101.7	0.1	-0.1	102.1	-0.2	-0.1	100.2	-0.7	0.0

年 月	岡 山 市			広 島 市			山 口 市		
	指 数	前年 (同月) 比 (%)	前月比 (%)	指 数	前年 (同月) 比 (%)	前月比 (%)	指 数	前年 (同月) 比 (%)	前月比 (%)
平成27年	100.0	0.6		100.0	1.5		100.0	0.7	
28	99.9	-0.1		100.0	0.0		100.0	0.0	
29	100.5	0.6		100.4	0.3		100.5	0.5	
30	101.1	0.7		101.2	0.8		101.6	1.1	
令和1年	101.1	0.0		101.2	0.1		102.5	0.9	
R 1/6	100.8	0.0	-0.1	100.9	0.0	-0.2	102.4	1.2	-0.1
7	100.9	0.0	0.1	101.0	0.1	0.1	102.2	0.8	-0.2
8	101.2	-0.1	0.3	101.2	-0.2	0.2	102.5	0.6	0.3
9	101.5	-0.1	0.2	101.3	-0.3	0.1	102.7	0.7	0.2
10	101.8	-0.2	0.3	101.9	0.1	0.6	103.3	0.8	0.6
11	101.6	0.2	-0.2	101.7	0.5	-0.2	103.0	0.8	-0.3
12	101.3	0.2	-0.3	101.7	0.8	0.0	103.1	1.2	0.1
R 2/1	101.4	0.6	0.1	101.7	0.7	0.0	103.2	1.1	0.1
2	101.2	0.4	-0.2	101.7	0.9	0.1	102.8	0.8	-0.4
3	101.6	0.5	0.4	101.6	0.8	-0.1	103.0	1.0	0.2
4	101.3	0.4	-0.2	101.3	0.2	-0.3	102.5	0.1	-0.4
5	101.3	0.4	0.0	101.5	0.4	0.2	102.7	0.2	0.1
6	101.2	0.4	-0.1	101.5	0.6	0.0	102.7	0.3	0.0

鳥取市 10 大費目指数

平成27年(2015年) = 100

年月	総合			食料			住居			光熱・水道			家具・家事用品			被服及び履物			保健医療		
	指数	前年 比 (%)	前月 比 (%)	指数	前年 比 (%)	前月 比 (%)	指数	前年 比 (%)	前月 比 (%)	指数	前年 比 (%)	前月 比 (%)	指数	前年 比 (%)	前月 比 (%)	指数	前年 比 (%)	前月 比 (%)	指数	前年 比 (%)	前月 比 (%)
対比	10000			2617			1862			753			374			437			424		
H27年	100.0	0.9		100.0	4.0		100.0	-0.1		100.0	-2.3		100.0	2.9		100.0	-0.4		100.0	1.2	
28年	100.0	0.0		101.8	1.8		99.8	-0.2		94.9	-5.1		99.9	-0.1		102.7	2.7		100.5	0.5	
29年	100.6	0.6		102.3	0.5		99.5	-0.3		99.4	4.8		99.7	-0.2		103.1	0.3		101.0	0.5	
30年	102.1	1.5		104.5	2.2		99.6	0.2		105.1	5.7		100.2	0.5		103.1	0.1		102.5	1.4	
R 1年	102.6	0.5		105.9	1.3		99.8	0.2		107.6	2.3		103.1	2.9		103.2	0.0		102.9	0.4	
R 1/6	102.3	0.5	-0.2	105.4	2.5	0.4	99.7	0.0	0.1	107.4	1.3	-0.4	101.5	2.4	-1.9	102.9	-0.8	-0.3	102.7	0.5	-0.1
7	102.2	0.2	-0.1	104.8	0.9	-0.6	99.7	0.1	0.0	107.2	1.2	-0.1	101.7	2.7	0.3	102.1	0.6	-0.8	103.0	0.1	0.3
8	102.7	0.2	0.5	106.2	0.5	1.3	99.8	0.2	0.1	107.1	1.0	-0.1	103.9	5.2	2.1	100.1	-0.1	-1.9	102.8	-0.5	-0.2
9	103.1	0.3	0.4	107.6	1.6	1.4	99.9	0.2	0.1	106.8	0.0	-0.3	105.3	5.7	1.4	104.3	-1.2	4.2	103.0	-0.2	0.2
10	102.9	-0.2	-0.2	107.3	1.4	-0.3	100.0	0.3	0.1	106.7	-0.8	-0.1	106.0	4.0	0.7	107.9	2.9	3.5	103.5	0.4	0.5
11	102.9	0.1	0.0	106.7	1.9	-0.5	100.1	0.5	0.1	108.0	-0.3	1.3	107.2	3.8	1.1	108.3	3.5	0.3	103.1	-0.2	-0.4
12	102.7	0.4	-0.2	106.6	2.9	-0.1	100.1	0.4	-0.1	107.5	-0.6	-0.5	104.3	0.3	-2.7	109.2	6.7	0.9	103.0	-0.1	-0.1
R 2/1	102.9	0.4	0.1	107.4	1.6	0.7	100.1	0.5	0.0	107.7	-0.3	0.2	103.5	2.4	-0.8	106.1	7.6	-2.9	103.2	0.6	0.2
2	102.6	0.3	-0.3	106.7	1.3	-0.6	100.1	0.5	0.1	107.5	-0.6	-0.2	101.6	2.8	-1.8	104.5	5.9	-1.5	102.9	0.1	-0.3
3	102.7	0.2	0.1	107.4	2.0	0.6	99.9	0.2	-0.3	107.1	-1.1	-0.4	105.2	4.0	3.6	104.3	4.2	-0.2	103.0	0.0	0.1
4	102.2	-0.3	-0.5	107.5	3.0	0.2	99.9	0.0	0.0	105.8	-1.9	-1.2	103.7	0.6	-1.5	107.6	4.9	3.1	102.7	-0.1	-0.3
5	102.2	-0.3	0.1	107.7	2.6	0.1	99.6	0.1	-0.2	105.8	-1.8	0.0	103.8	0.3	0.1	107.3	4.0	-0.3	102.9	0.2	0.2
6	102.1	-0.2	-0.1	106.8	1.3	-0.8	99.5	-0.1	-0.1	105.6	-1.6	-0.2	105.8	4.3	1.9	106.3	3.3	-0.9	103.1	0.4	0.1

年月	交通・通信			教育			教養娯楽			諸雑費			生鮮食品を除く総合			生鮮食品及びエネルギーを除く総合		
	指数	前年 比 (%)	前月 比 (%)	指数	前年 比 (%)	前月 比 (%)	指数	前年 比 (%)	前月 比 (%)	指数	前年 比 (%)	前月 比 (%)	指数	前年 比 (%)	前月 比 (%)	指数	前年 比 (%)	前月 比 (%)
対比	1735			213			906			679			9581			8698		
H27年	100.0	-2.6		100.0	1.2		100.0	2.0		100.0	1.2		100.0	0.6		100.0		
28年	97.7	-2.3		101.4	1.4		101.1	1.1		101.1	1.1		99.7	-0.3		100.6	0.6	
29年	98.2	0.4		102.8	1.4		101.6	0.5		101.3	0.3		100.4	0.7		100.7	0.2	
30年	99.8	1.7		103.3	0.5		102.1	0.6		102.2	0.9		101.6	1.2		101.3	0.5	
R 1年	98.8	-1.0		101.8	-1.4		103.2	1.0		100.4	-1.8		102.2	0.6		101.9	0.6	
R 1/6	98.1	-2.3	-1.1	104.4	1.1	0.0	102.3	0.5	-0.2	102.3	0.2	-0.3	102.1	0.4	-0.2	101.8	0.5	-0.2
7	98.3	-2.1	0.2	104.4	1.1	0.0	102.1	0.5	-0.2	102.7	0.5	0.3	102.1	0.4	-0.1	101.8	0.5	0.0
8	98.3	-1.6	0.0	104.4	1.1	0.0	104.2	0.3	2.1	102.4	0.3	-0.3	102.2	0.5	0.2	102.0	0.7	0.2
9	97.6	-2.4	-0.8	104.4	1.1	0.0	103.0	0.8	-1.1	102.5	0.1	0.1	102.4	0.3	0.1	102.3	0.7	0.2
10	99.1	-1.4	1.5	94.8	-8.2	-9.2	104.9	1.3	1.9	94.1	-8.6	-8.2	102.4	0.0	0.0	102.1	0.4	-0.2
11	99.1	-1.1	0.1	94.8	-8.2	0.0	104.9	2.1	0.0	93.9	-8.9	-0.3	102.5	0.1	0.1	102.2	0.4	0.1
12	99.3	-0.1	0.1	94.8	-8.2	0.0	104.1	1.9	-0.8	93.6	-9.0	-0.3	102.3	0.2	-0.2	102.0	0.5	-0.2
R 2/1	100.3	1.1	1.0	94.8	-8.2	0.0	102.9	0.5	-1.2	94.1	-8.6	0.6	102.3	0.3	0.0	101.9	0.3	-0.1
2	100.5	1.6	0.2	94.8	-8.2	0.0	102.9	0.2	0.1	94.1	-8.2	0.0	102.1	0.3	-0.2	101.7	0.2	-0.3
3	99.5	0.1	-1.0	94.8	-8.2	0.0	103.3	1.1	0.4	94.2	-8.1	0.1	102.2	0.1	0.0	102.0	0.3	0.3
4	96.6	-2.6	-2.9	93.9	-10.6	-1.0	103.7	0.8	0.3	93.9	-8.4	-0.4	101.6	-0.7	-0.6	101.9	0.0	-0.1
5	96.7	-2.5	0.1	93.9	-10.1	0.0	104.0	1.4	0.3	94.2	-8.2	0.4	101.6	-0.7	0.0	102.0	0.0	0.0
6	97.4	-0.7	0.7	93.9	-10.1	0.0	103.9	1.6	-0.1	94.3	-7.8	0.1	101.7	-0.4	0.1	101.9	0.2	0.0

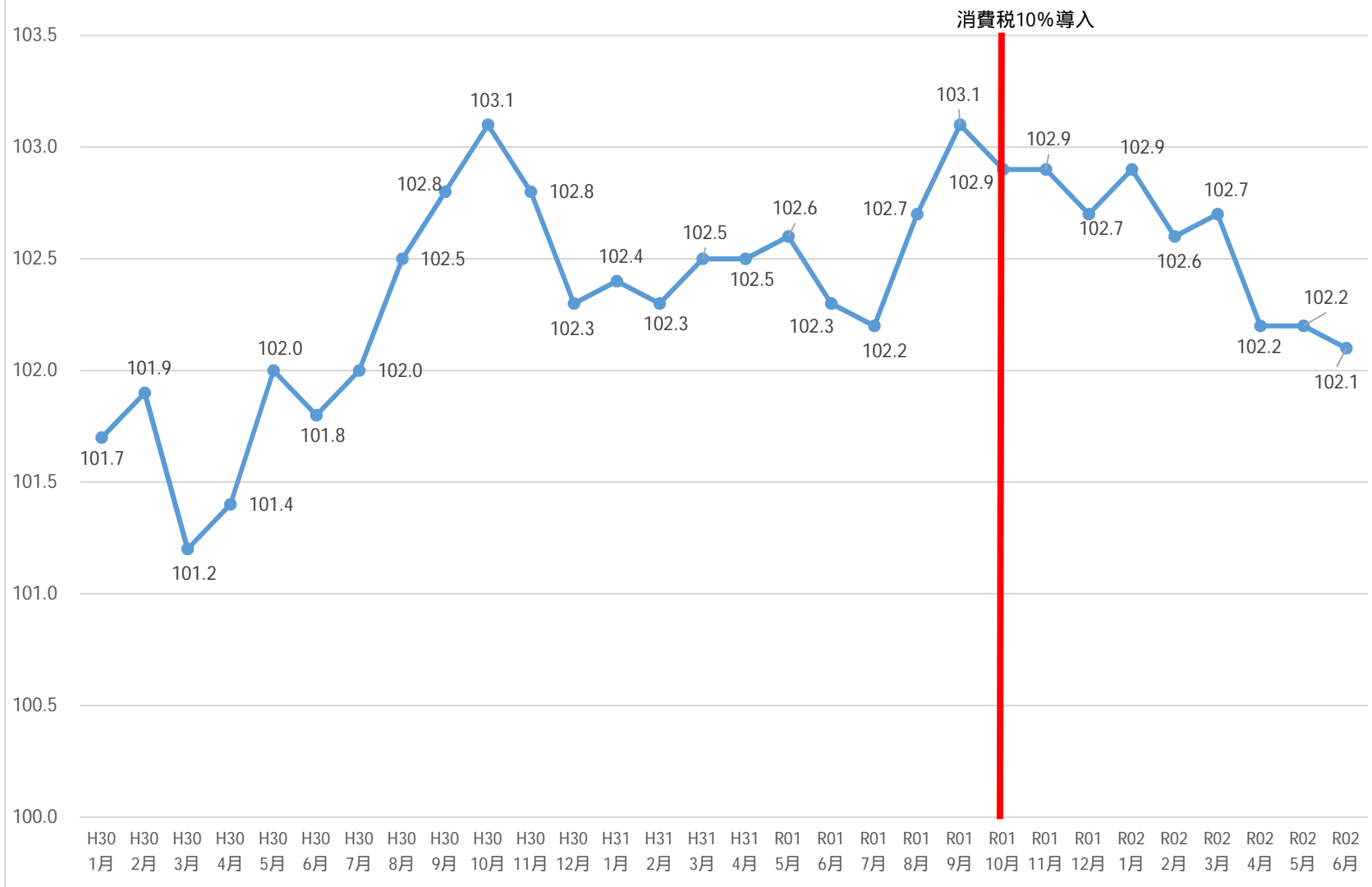
2015年基準消費者物価指数時系列リスト

鳥取市
001 0001 : 総合

平成27年 = 100
2015 = 100

		21年 2009	22年 2010	23年 2011	24年 2012	25年 2013	26年 2014	27年 2015	28年 2016	29年 2017	30年 2018	平成31年 令和元年 2019	2年 2020	3年 2021
指 数	1月	98.0	97.2	96.1	96.6	96.2	97.1	99.6	99.6	100.4	101.7	102.4	102.9	
	2月	97.8	96.8	96.0	96.6	96.0	97.2	99.5	99.6	100.2	101.9	102.3	102.6	
	3月	97.9	97.0	96.2	96.9	95.9	97.3	99.8	99.6	100.2	101.2	102.5	102.7	
	4月	97.8	96.5	96.2	96.8	96.2	99.3	100.1	99.9	100.3	101.4	102.5	102.2	
	5月	97.7	96.5	96.4	96.8	96.4	99.5	100.5	99.8	100.5	102.0	102.6	102.2	
	6月	97.6	96.5	96.3	96.2	96.2	99.8	100.1	99.7	100.3	101.8	102.3	102.1	
	7月	97.2	95.9	96.6	95.9	96.6	99.7	100.0	99.6	100.3	102.0	102.2		
	8月	97.7	96.2	96.5	96.2	97.0	100.4	100.2	99.9	100.7	102.5	102.7		
	9月	97.4	96.3	96.2	96.1	97.1	100.0	100.3	99.9	100.9	102.8	103.1		
	10月	97.1	96.3	96.4	96.1	97.0	99.7	100.2	100.8	100.9	103.1	102.9		
	11月	97.1	96.2	95.9	96.0	97.1	99.3	99.9	100.7	101.2	102.8	102.9		
	12月	97.1	96.0	95.9	95.9	97.2	99.9	99.7	100.6	101.3	102.3	102.7		
	年平均	97.5	96.5	96.2	96.3	96.6	99.1	100.0	100.0	100.0	100.6	102.6		
	年度平均	97.2	96.2	96.4	96.2	96.9	99.7	100.0	100.2	100.9	102.3	102.7		
前 月 比	1月	-0.5	-0.4	0.1	0.7	0.3	-0.1	-0.4	-0.2	-0.2	0.4	0.2	0.1	
	2月	-0.2	-0.4	-0.1	0.0	-0.2	0.2	-0.1	0.0	-0.2	0.1	-0.2	-0.3	
	3月	0.1	0.2	0.1	0.4	-0.1	0.0	0.3	0.0	0.0	-0.6	0.2	0.1	
	4月	-0.1	-0.5	0.0	-0.1	0.4	2.1	0.3	0.3	0.1	0.2	0.0	-0.5	
	5月	-0.1	0.0	0.3	-0.1	0.2	0.2	0.4	-0.1	0.2	0.5	0.1	0.1	
	6月	-0.1	0.0	-0.2	-0.6	-0.2	0.4	-0.4	-0.1	-0.2	-0.2	-0.2	-0.1	
	7月	-0.4	-0.6	0.3	-0.3	0.4	-0.2	-0.1	-0.1	0.0	0.2	-0.1		
	8月	0.5	0.3	-0.1	0.3	0.5	0.7	0.2	0.3	0.4	0.6	0.5		
	9月	-0.3	0.1	-0.3	-0.1	0.0	-0.3	0.1	-0.1	0.2	0.2	0.4		
	10月	-0.3	0.0	0.3	0.0	-0.1	-0.3	-0.1	0.9	0.0	0.3	-0.2		
	11月	0.0	-0.1	-0.6	0.0	0.1	-0.4	-0.4	0.0	0.3	-0.3	0.0		
	12月	0.0	-0.2	0.1	-0.2	0.1	0.6	-0.1	-0.1	0.1	-0.6	-0.2		
前 年 同 月 比	1月	0.3	-1.3	-1.1	0.4	-0.4	0.9	2.4	0.0	0.9	1.3	0.7	0.4	
	2月	0.3	-1.5	-0.8	0.5	-0.6	1.3	2.2	0.1	0.6	1.7	0.4	0.3	
	3月	0.2	-1.6	-0.8	0.8	-1.1	1.5	2.6	-0.2	0.6	1.0	1.2	0.2	
	4月	0.0	-1.8	-0.4	0.7	-0.6	3.2	0.9	-0.2	0.4	1.1	1.0	-0.3	
	5月	-1.0	-1.5	-0.1	0.3	-0.4	3.2	1.3	-0.7	0.6	1.5	0.6	-0.3	
	6月	-1.8	-1.2	-0.2	-0.1	0.0	3.7	0.4	-0.4	0.6	1.5	0.5	-0.2	
	7月	-2.8	-1.3	0.7	-0.7	0.7	3.2	0.5	-0.4	0.6	1.7	0.2		
	8月	-2.6	-1.2	0.3	-0.3	0.9	3.4	0.0	-0.3	0.7	1.9	0.2		
	9月	-2.3	-0.6	-0.1	-0.1	1.0	3.0	0.2	-0.4	1.0	1.9	0.3		
	10月	-2.3	-0.3	0.1	-0.4	1.0	2.8	0.4	0.5	0.1	2.2	-0.2		
	11月	-1.9	-0.3	-0.3	0.2	1.1	2.2	0.5	0.9	0.5	1.6	0.1		
	12月	-1.4	-0.7	-0.1	-0.1	1.4	2.8	-0.2	0.9	0.7	0.9	0.4		
	年平均	-1.3	-1.1	-0.2	0.1	0.2	2.6	0.9	0.0	0.6	1.5	0.5		
	年度平均	-1.7	-0.8	0.1	-0.2	0.7	2.9	0.4	0.2	0.8	1.4	0.3		

消費者物価指数の推移(鳥取市)(平成27年基準)



資料出所：e-Stat 消費者物価指数 都市階級・地方・大都市圏・都道府県庁所在市別中分類指数（総務省統計局 消費者物価指数調査）

消費者物価指数の推移(全国)(平成27年基準)



資料出所：総務省 2015年基準 消費者物価指数 全国

地方最賃審議会分科会意見陳述資料

鳥取県医労連 小林

労働基準法

第1条（労働条件の原則）

労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

2 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

第28条（最低賃金）

賃金の最低基準に関しては、最低賃金法の定めるところによる。

第32条（労働時間）

使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

最低賃金法

第1条（目的）

この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

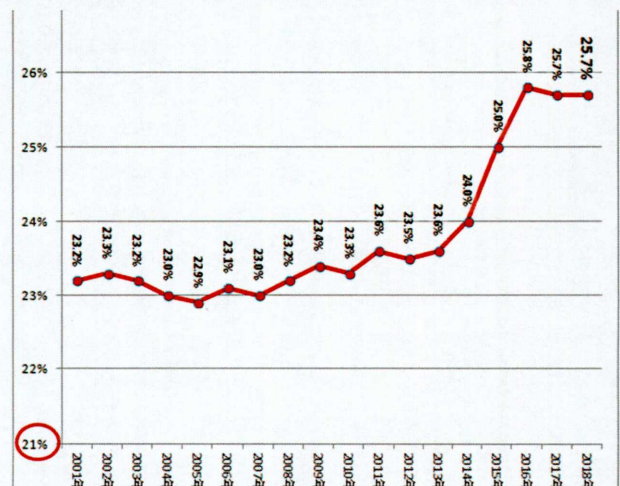
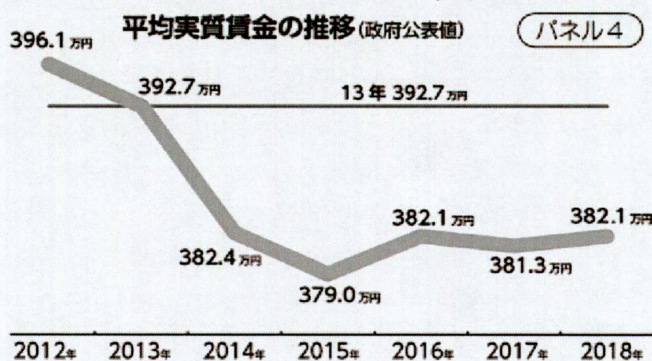
第9条（地域別最低賃金の原則）

1 項 省略

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

アベノミクスで国民の貧困が広がる



全国の最低賃金を比較

平均	901	千葉	923	三重	873	徳島	793
北海道	861	東京	1,013	滋賀	866	香川	818
青森	790	神奈川	1,011	京都	909	愛媛	790
岩手	790	新潟	830	大阪	964	高知	790
宮城	824	山梨	837	兵庫	899	福岡	840
秋田	790	長野	848	奈良	837	佐賀	790
山形	790	富山	848	和歌山	830	長崎	790
福島	798	石川	832	鳥取	790	熊本	790
茨城	849	福井	829	島根	790	大分	790
栃木	853	岐阜	851	岡山	833	宮崎	790
群馬	835	静岡	885	広島	871	鹿児島	790
埼玉	926	愛知	926	山口	829	沖縄	790

最高額と最低額

223円

A ランク

B ランク

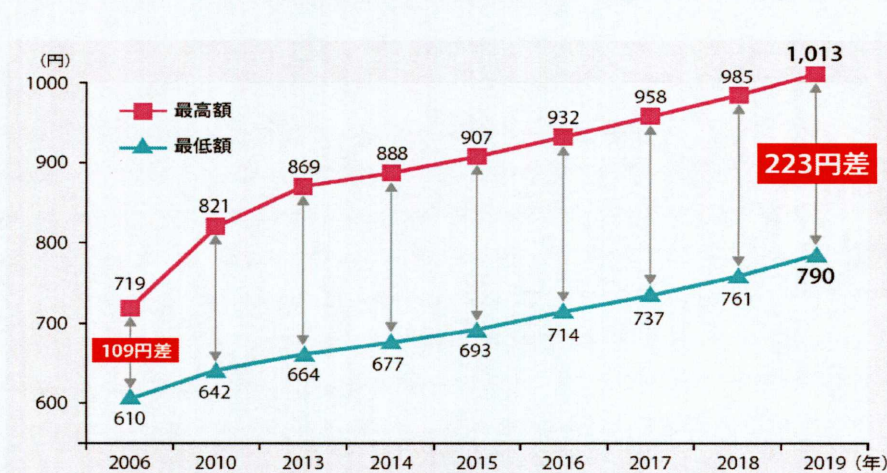
C ランク

D ランク

平均

Aランクと比較すれば私たち鳥取は223円ものひらき

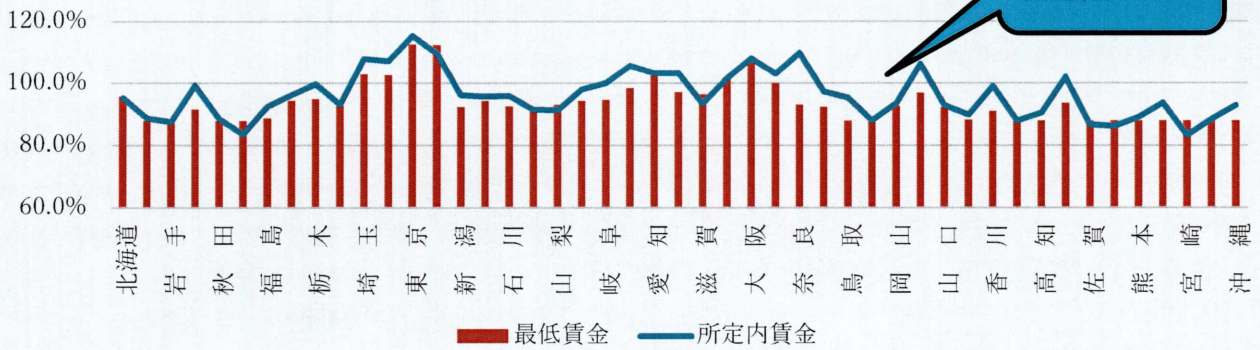
10年で2倍 広がる最低賃金の地域間格差比較



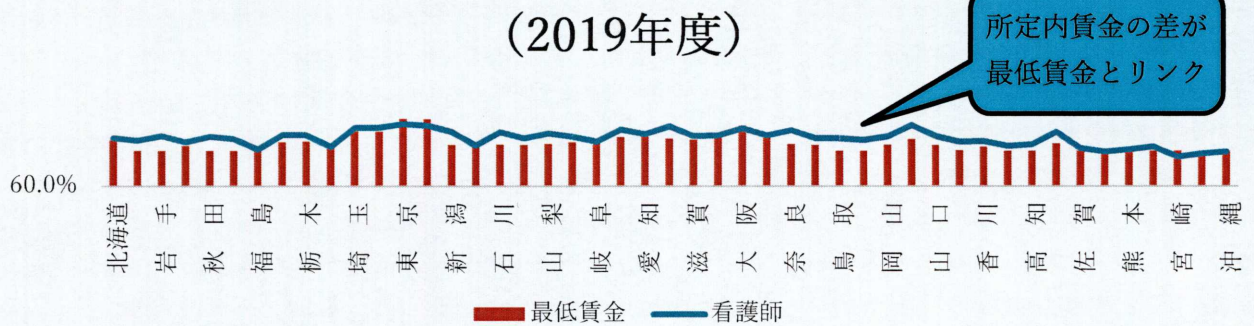
同じ仕事でも働く場所が
違うだけで
日給だと1,784円の差
月給だと38,757円の差
年間だと45,114円の差

私たちの賃金水準と最賃は密接に関係

医療・福祉業の所定内賃金と地域別最低賃金の関係 (2019年度)



看護師の所定内賃金と地域別最低賃金の関係 (2019年度)



同じ医労連の中でも、格差が存在

2018年度賃金労働条件等実態調査結果

(円)	看護師				介護福祉士			
	2018年度				2018年度			
	初任給	35歳	50歳	59歳	初任給	35歳	50歳	59歳
全体最高	247,650	396,100	472,211	484,670	199,000	391,300	405,600	418,000
全体平均	200,972	278,953	356,546	375,049	165,353	242,243	303,527	319,938
全体最小	157,700	195,500	228,000	228,000	140,000	184,530	218,000	218,000
最高-最低	89,950	200,600	244,211	256,670	59,000	206,770	187,600	200,000

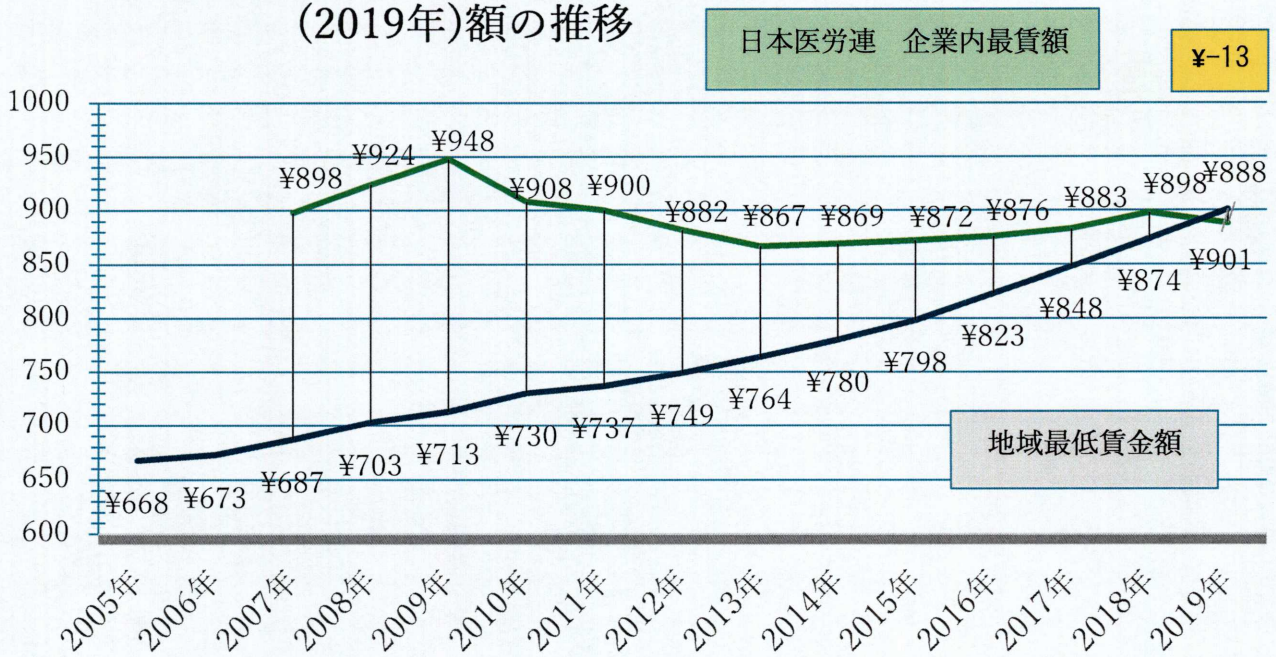
2018年度賃金労働条件等実態調査結果より

同じライセンスを持って働いていても、働く場所が違っただけで看護師で焼く9万円、介護職で約6万円もの格差が存在。

地域最賃が企業内最賃を逆転

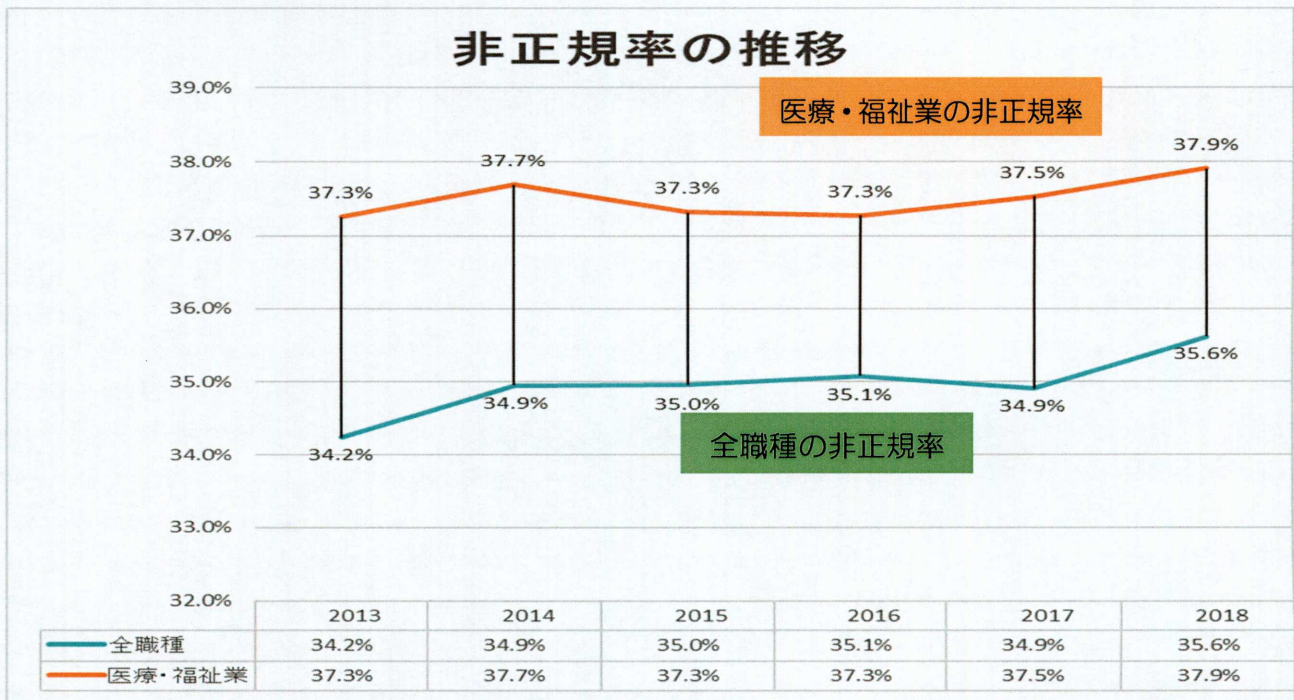
地域最賃(2019年10月～)と医労連企業内最賃協定

(2019年)額の推移



多職種より比率の高い非正規率

非正規率の推移



【『平成30年(2018年)平均結果統計表』より日本医労連で独自に作成】

実現させよう！全国一律賃金、産別賃金

2020年春闘アンケート

「政府に対しての要求で、最も重視したいものを3つ選んでください」への回答の変化

2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
医療・介護・保育 の充実 46.5%	医療・介護・保育 の充実 48.7%	医療・介護・保育 の充実 47.7%	医療・介護・保育 の充実 52.7%	医療・介護・保育 の充実 48.2%
最低賃金引き上 げ・全国一律制 導入 43.0%	最低賃金引き上 げ・全国一律制導 入 41.2%	消費税増税中 止、大企業・富裕 層への課税強化 31.5%	年金・生活保護制 度の拡充 34.8%	消費税増税中 止、大企業・富裕 層への課税強化 36.4%
消費税増税中 止、大企業・富裕 層への課税強化 30.2%	消費税増税中 止、大企業・富裕 層への課税強化 34.1%	年金・生活保護制 度の拡充 30.0%	景気・物価対策、 中小企業振興 30.2%	年金・生活保護制 度の拡充 32.0%
年金・生活保護 制度の拡充 28.4%	労働法制改悪阻 止、長時間労働 の解消、労働安 全衛生強化 27.5%	景気・物価対策、 中小企業振興 27.1%	消費税増税中 止、大企業・富裕 層への課税強化 29.4%	景気・物価対策、 中小企業振興 30.7%
労働法制改悪阻 止、長時間労働 の解消、労働安 全衛生強化 24.1%	年金・生活保護制 度の拡充 27.3%	最低賃金引き上 げ・全国一律制導 入 27.0%	最低賃金引き上 げ・全国一律制導 入 28.5%	最低賃金引き上 げ・全国一律制導 入 22.5%

